

学校感染症等に係る登校に関する意見書

大阪府立寝屋川高等学校（定時制の課程）
年 組 氏名 （男・女）
生年月日 年 月 日

■ 下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則第19条にもとづき療養を指示していましたが感染のおそれがきわめて少なくなったので、 月 日以降の登校が可能であると判断しました。

第1種感染症 （ ）【感染のおそれなし】

* **インフルエンザ(A/H1N1)の出席停止の基準**

【治癒するまで出席停止】

治癒：発症した日の翌日から7日を経過するまで又は解熱した日の翌々日までを基本とするが、インフルエンザによる咳やその他の症状が続いている場合は、発症した日の翌日から7日を経過するまでは自宅療養とする。

第2種感染症

- インフルエンザ【発症後5日を経過し、かつ解熱後2日経過】
- 麻疹【解熱後3日経過】
- 水痘【すべての発疹の痂皮化】
- 風しん【発疹消失】
- 流行性耳下腺炎【耳下腺の腫脹消失】
- 咽頭結膜熱【主要症状消失後2日経過】
- 百日咳【特有の咳消失】
- 結核【感染のおそれなし】

第3種感染症 【感染のおそれなし】

- 腸管出血性大腸菌感染症（*便の細菌培養において2回陰性が確認されたものとするのが一般的）
- 流行性角結膜炎
- 急性出血性結膜炎
- コレラ
- 細菌性赤痢
- 腸チフス
- パラチフス

第3種その他の感染症【①～④は代表例】

- ① A群溶血性連鎖球菌咽頭炎（溶連菌感染症）
- ② マイコプラズマ感染症・異型肺炎
- ③ 感染性胃腸炎（ノロウィルス、ロタウィルス、アデノウィルスなどによる）
- ④ 急性細気管支炎（主としてRSウィルス感染によると考えられるもの）
- （ ）

■ いまだ病名の確定には至っていませんが、下記のような病状から「感染のおそれなし」と判断できず現時点での登校は不適切であると判断します。

血液・粘液を含む便 この24時間以内に複数回の嘔吐 原因不明の発しん
よだれを伴う口内痛・口内炎 発熱・脱水などの全身症状を持続する原因不明の腹痛
がんこな咳嗽 唾液腺の腫大
（ ）

■ その他の意見：

令和 年 月 日
医療機関名：

診察医師（診察した医師に限る）：

学校記入欄 出席停止期間 月 日（ ）～ 月 日（ ）

	担任	教務
確認日	/	/